

令和5年 3月 日光市農業委員会総会議事録

日時 場所 令和5年3月20日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	11名	1番 川村耕一	2番 手塚幸子	3番 高橋和子	4番 福田絹江
		5番 斎藤敏夫	6番 加藤英利	7番 神山隆治	8番 増  洵  勝
		9番 高橋久美子	10番 小池毅	11番 渡邊悦子	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	18名	12番 柏木武	13番 福田富美男	14番 大島一比古	15番 富田順子
		16番 福田正明	17番 神山守	18番 村上隆	19番 酒主学
		20番 星野由起夫	21番 西巻光次	23番 柴田洋一	25番 福田重勝
		26番 福田隆夫	27番 大島昭吾	28番 阿久津文枝	29番 大貫宣秀
		30番 佐藤修一	31番 小倉政一		
欠席推進委員	22番 福田浩一	24番 吉原浩之			
傍聴人	なし				

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第6号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第7号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第8号 農地法第18条（通知）について
- 第6 推薦第1号 日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 第7 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第16号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について
- 第9 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第18号 非農地証明願について
- 第11 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第12 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積の公告）に基づく決定について
- 第13 議案第21号 令和5年度最適化活動の目標設定について
- 第14 議案第22号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関

する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては、福田浩一委員、吉原浩之委員から欠席する旨の届出があり、20名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和5年3月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長

( 議事日程を朗読 )

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。5番齋藤敏夫委員、6番加藤英利委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第6号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第6号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。はじめに議案書1ページをご覧ください。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年2月20日。なお許可日および指令番号につきましては、令和5年2月20日、日農委指令第4-11号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第4、報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。はじめに議案書2ページをご覧ください。先月の5条申請は3件ございました。許可書につきましても3件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年2月20日。4番につきましては事業面積3,000平方メートル以上の案件ということで、栃木県農業

会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく許可相当との意見をいただいております。なお許可日および指令番号につきましては、2番、3番につきましては令和5年2月20日、日農委指令第5-49号から50号で許可書を発行しております。4番につきましては、令和5年2月28日、日農委指令5-51号で許可書を発行しています。以上でございます。報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
 (「なし。」との声あり)  
 よろしいですか。  
 (「はい。」との声あり)  
 それでは次に移ります。

福田絹江議長 日程第5、報告第8号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 (鯉沼慶主査挙手)  
 はい、鯉沼主査お願いします。

鯉沼慶主査 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、3ページから6ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は6件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号2番から4番が市農業公社扱いの利用権の解約、申請番号5番、6番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。  
 (「なし。」との声あり)  
 よろしいですか。  
 (「はい。」との声あり)  
 ないようですので次に移ります。

福田絹江議長 日程第6、推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。  
 (福田貴子主幹挙手)  
 はい、福田主幹。

福田貴子主幹 推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」ご説明いたします。日光市農業振興地域整備促進協議会は、本市における農業振興地域整備計画に関し、「策定及び変更」、「事業の実施」、「その他整備計画の目的達成に必要な事項」などを調査審議するために設置されたもので、今回、日光市農業振興地域整備促進協議会委員について日光市農業委員会に5名の委員の推薦を依頼されております。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。以上です。

福田絹江議長 説明が終わりました。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。  
 (高橋和子農業委員挙手)  
 はい、高橋委員。

高橋和子農業委員 議長、一任でお願いしたいと思います。  
 福田絹江議長 議長一任の声がありました。議長が指名することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 ご異議ありませんので、議長において指名いたします。  
 1番川村委員、8番増淵委員、6番加藤委員、10番小池委員、私、4番の福田を指名いたします。  
 1番川村委員、8番増淵委員、6番加藤委員、10番小池委員、4番私、福

田を推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして日光市農業振興地域整備促進協議会委員に1番川村委員、8番増淵委員、6番加藤委員、10番小池委員、4番私、福田を推薦することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

まず、取り土地下げとなった番号3番について事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

今回の申請の土地について、利用権が設定されておりました。当人同士で口約束をしていたということで、今月の8日に取り下げとなりまして、来月の総会に上がる予定です。

福田絹江議長

何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり。)

それでは次に移ります。

福田絹江議長

今月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当しております。増淵部会長から全体説明をお願いいたします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい増淵部会長。

増淵勝農業委員

今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当いたしました。現地調査は3月15日に2班体制で行いました。農地法第3条の規定による許可申請、4件、5条の規定による許可申請、1件、非農地証明願、2件、合計7件です。1班が神山職務代理者、柴田洋一委員、福田絹江会長、私、増淵、事務局から河合事務局長、川村主任が同行しました。2班は、大貫宣秀委員、阿久津文枝委員、佐藤修一委員、事務局から福田係長、永吉副主幹が同行しました。担当委員ですが、第3条の1番は佐藤委員、2番は柴田委員、3番は取り下げとなっております。4番は大貫委員、農地法5条の1番は取り下げとなっており、2番は阿久津委員、非農地証明願の1番は神山職務代理、2番は大貫委員が担当しました。それぞれ担当委員がご報告いたしますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、議案第15号の1番を担当しました。本申請は日光市板橋地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地はJR文挾駅から北620メートルに位置した場所です。案内図による説明です。例幣使街道を南へ進み、杉並木が途切れた文挾の急カーブを左折し、踏切を超えて30メートル進み左折して180メートルのところの左に申請地があります。申請地は2筆あり、登記簿、現況ともに畑です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稻、季節野菜、を作付けしています。申請地は譲受人宅の近くにあり農地取得後も里芋等の露地野菜の作付けを行う計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果につい

て報告をお願いします。

( 増渚勝農業委員挙手 )

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

売買による3条申請です。ご覧のとおり、きれいに管理されており、譲受人が耕作しているとのこと。部会では何ら問題ないとの検討結果です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

写真の手前の土地は、畦畔がありませんが、譲受人の土地ですか。

佐藤修一推進委員

はい、そうです。

福田絹江議長

よろしいですか。他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 柴田洋一推進委員挙手 )

はい、柴田委員。

柴田洋一推進委員

私は、議案第15号の2番を担当しました。本申請は日光市荊沢地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は今市工業高校から北東970メートルに位置した場所です。案内図による説明です。今市工業高校から北へ860メートル進み、右折して400メートル進んだ右手に申請地があります。申請地は2筆あり、登記簿、現況ともに田です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻、季節野菜、牧草を作付けしています。農地取得後も水稻の作付けを行う計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

( 増渚勝農業委員挙手 )

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

2筆とも適切に管理されておりました。タイヤの跡は堆肥をまいた跡です。何ら問題ないとの部会での検討結果が出ております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

何かご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 大貫宣秀推進委員挙手 )

大貫宣秀推進委員

はい、大貫委員。

私は、議案第15号の4番を担当しました。本申請は日光市小倉地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地はJR文挾駅から南西880メートルに位置した場所です。案内図による説明です。JR文挾駅から南へ480メートル進み、右折して道なりに450メートル進み、行川の仲内橋を渡り、右折して70メートルほどのところに申請地があります。申請地は5筆あり、こちらの2筆は登記簿地目、現況ともに田、こちらの2筆は登記簿地目は畑、現況は田です。こちらの1筆は登記簿地目及び現況ともに畑です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で路地野菜を作付けしています。農地取得後も路地野菜の作付けを行う計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

( 増渕勝農業委員挙手 )

増渕勝農業委員

はい、増渕部会長。

売買を目的とした3条申請です。申請地は適切に管理されており、部会では特に問題ないとの検討結果です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 川村耕一農業委員挙手 )

川村耕一農業委員

はい、川村委員。

川村光代主任

譲渡人は相続人はいなかったのですか。

奥さんと子供さんがいましたが全員相続放棄したそうです。誰ももらってくれないということなので、この方が買うことになったそうです。

川村耕一農業委員

そうすると売買価格はどうなるのですか。

川村光代主任

おそらく最低の価格が決まっていて、競売になる前に決めたのだと思います。

( 大島一比古推進委員挙手 )

大島一比古推進委員

はい、大島委員。

川村光代主任

買受人は農地を所有することに問題ないのでしょうか。

確認の段階で、この方の農地に家が建っていることがわかり、是正ということで非農地証明願がこのあとの議案に上がっております。

福田 絹江 議長

よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんか。

( 「なし。」との声あり )

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、番号5番について担当委員の報告を求めます。

( 柴田洋一推進委員挙手 )

はい、柴田委員。

柴田洋一推進委員

私は、議案第15号の5番を担当しました。本申請は日光市荊沢地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は今市工業高等学校から東へ60メートルに位置した場所にあります。案内図による説明です。荊沢交差点を東へ360メートル進み、左折して440メートルのところに申請地があります。申請地は4筆あり、登記簿地目は山林と原野で現況は田です。申請地は譲受人の自宅近くにあり、農地取得後も水稻を作付けする計画です。利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

4筆の田が1枚のきれいな田になっており、水稻を作付けできる状態になっています。部会では何ら問題ないと判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、報告第16号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹お願いします。

福田貴子主幹

議案第16号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止についてご説明いたします。総会資料10ページをご覧ください。まず、農地法による下限面積についてご説明いたします。農地法では農地の権利取得に係る下限面積を定めており、法律上は農地法第3条第2項第5号の規定により50アール(5,000平方メートル=5反歩)が下限となっておりますが、同5号及び法施行規則第17条の規定により、10アールを限度としてそれぞれの農業委員会で別段の面積を定めることができるようになっております。日光市農業委員会ではこの規定に基づきまして平成21年12月21日付で別段の面積を資料の表のとおり定めており、農地の権利取得をする場合は、この条件を満たさなければならないことになっております。この下限面積について定めてある法律上の規定が、法改正により令和5年4月1日から廃止されることから、日光市独自で定めた下限面積も廃止しようとするものでございます。これにより、今後は、農地法第3条で農地を取得しようとする場合、面積上の要件は撤廃されることとなります。以上で説明を終わります。

福田絹江議長

何かご質問等ございましたらお受けいたします。

この下限面積の撤廃については、前回の全体協議会の際に事務局よりパンフレットをお配りし説明しています。お帰りになってから、もう一度一読して理解を深めていただきたいと思います。

福田絹江議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。議案第16号については、原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、議案第16号は原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第9、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

取り下げとなった番号1番について事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任。

川村 光代 主任

この案件につきましては、先月も取り下げとなっております。理由としましては場所の特定ができないということです。現在土地家屋調査士を探している段階なので、今回も取り下げをさせて欲しいという依頼がありました。

福田 絹江 議長

何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは次に移ります。

福田 絹江 議長

番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 阿久津文枝委員挙手 )

はい、阿久津委員。

阿久津文枝推進委員

私は、議案第17号の2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は木和田島地内におきまして、売買により工場用地拡張を目的とした5条申請です。申請地は木和田島交差点から北西180メートルに位置します。案内図による説明です。木和田島交差点から北西180メートル進んだ右手が申請地です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が宅地、西側が市道、南側及び北側が宅地、こちらが原野です。現地には、譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。今回申請地を買い受け資材置場として利用する計画です。倉庫が建てられていること、また、砂利が敷いてありましたので始末書が提出されております。こちらの原野になっている所もいっしょに購入する予定です。既存の倉庫はそのまま使用する計画です。フェンスは取り外してこちら側に設置するとのことです。ごみ収集所はこちらに移転するとのことです。もみの木はそのままにするそうです。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

( 増淵勝農業委員挙手 )

増淵勝農業委員

はい、増淵部会長。

福田 絹江 議長

周囲に農地はなく、何ら問題はないとの部会の検討会での結果ですのでご審議の程よろしく申し上げます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 加藤英利農業委員挙手 )

加藤英利農業委員

はい、加藤委員

阿久津文枝推進委員

工場はどこにあるのですか。

福田 絹江 議長

案内図のこの奥の方にあります。工場に入る通路がここにあります。

他にご質問等はございませんか。



(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第18号、「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

私は、議案第18号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市今市地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、今市地内、大谷橋交差点から西へ約930メートルに位置した場所です。案内図による説明です。大谷橋交差点から西へ930メートルほど進み、南へ70メートルほど進んだ場所に願出地があります。登記簿地目は田です。周囲の状況は、東側、西側、北側は宅地、南側は道路です。願出地は昭和44年に居宅が建築され、昭和55年の市道買収時から隣接地とともに宅地として一体利用され、現在に至っております。昭和51年撮影の空中写真が添付されておりますので、47年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしくお願いします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(増渕勝農業委員挙手)

はい、増渕部会長。

増渕勝農業委員

住宅の庭として利用されている案件です。何ら問題ないとの部会の検討の結果です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご質問等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

この隣りの土地の所有者は同じ方ですか。

神山隆治農業委員

こちら申請人の所有の土地です。

福田絹江議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

番号2番について担当委員の報告を求めます。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私は、議案第18号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市小倉地内において宅地として利用しています。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、小倉地内、JR日光線文挾駅から西へ約60メートルに位置した場所です。案内図による説明です。JR日光線文挾駅へ入る信号を、北へ30メートルほど進み、左折し20メートルほど進んだ先に願出地があり

ます。2筆ありまして2筆とも登記簿地目は畑、現況は宅地となっております。周囲の状況は、東側・北側は宅地、南側は雑種地、西側は道路です。現地には願出人、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は昭和45年に建築された物置、納屋と車庫、昭和49年に建てられた納屋、平成9年に建築された店舗、あとは庭になっています。こちらは願出人の住宅です。これは平成12年撮影の空中写真です。23年以上経過しております。願出人は先程川村主任から説明がりましたが、今回の議案第15号農地法第3条の4番の譲受人の方で、これを機に非農地証明願を提出したということです。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく願います。

福田絹江会長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員

はい、増淵部会長。

願出地は宅地として利用されています。空中写真も添付され部会では証明妥当との検討結果ですのでご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第19号農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は13ページから14ページとなります。今月の件数は3件で、面積合計は6筆で1万2千812平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は15ページから20ページになります。件数は12件、面積合計は44筆で5万5千544平方メートルとなります。内訳は、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の更新、申請番号2番から12番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が8件、更新が3件となっております。設定をする者(貸し人)、設定を受ける者(借り人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

説明が終わりました。

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第19号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして議案第19号については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第12、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 鯉沼慶主査挙手 )

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は21ページと22ページになります。件数は2件で、面積合計は11筆で1万6千246.83平方メートルとなります。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

ただ今、事務局から説明がありました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第20号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして議案第20号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第13、議案第21号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 福田貴子主幹挙手 )

はい、福田主幹。

福田貴子主幹

議案第21号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。総会資料23ページから25ページになります。これは農水省より農業委員会による最適化活動の推進等についてガイドラインが示され、昨年度より、毎年度、農業委員会において「成果目標」及び「活動目標」を定め、翌年度の5月までに、総会において、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検評価し、6月末までにインターネット等で公表することが義務付けられたことにより設定するものです。なお、従来通り、最適化活動は、毎年支払いをしております農地利用最適化交付金いわゆる報酬上乘せ分の基となるものであります。23ページは「農業委員会の状況」ですので省略させていただきます。24ページをご覧ください。まず、「成果目標」ですが1の（1）の農地の集積であります。国は80%以上の集積率の設定を想定しておりますが、農林水産省経営局農地政策課長通知によると、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする規定されております。日光市の目標は、今日現

在、令和13年度に45パーセント達成となっております。今年度の実績ですが、4年度末までの集積面積は、1の(1)の①の「これまでの集積面積2,371ヘクタール」であります。また、3年度末までの集積面積は、5月の総会でお示した「2,291ヘクタール」であり、4年度単年度の集積面積は、差し引き、2,371ヘクタール、マイナス2,291ヘクタール、イコール80ヘクタールであります。これに基づき、5年度の目標面積である1の(1)の②の、今年度の新規集積面積は、4年度単年度実績と同面積の、80ヘクタールとしたところですが、①現状及び課題、並びに②目標アは、前年度と変更はございません。なお、イの前年度の新規発生緑区分の面積は3.2ヘクタールであります。こちらを令和5年度単年度で解消することが目標となっております。次に25ページをご覧ください。(3)新規参入の促進とあります。現状ですが、直近3ヶ年度のものに記載するものであります。4年度はまだ数値が確定しておりませんので、元年度、2年度がゼロ、3年度は2経営体と、前年度と変更はございません。目標ですが、昨年度は、平成28年度から30年度までの各年度の権利移動面積の平均の1割以上を、目標として設定としておりましたが、今回、改正があり、目標を設定する時点で農業委員会が把握している面積により目標設定することとなりました。しかしながら4年度はまだ数値が確定しておりませんので、令和元年度から3年度までの数値により目標設定をいたしました。次に活動目標です。2最適化活動の活動目標(1)の日数目標であります。昨年度同様、年間平均月6日以上としました。人数は全員であります。次に(2)活動強化月間ですが、ガイドラインに示してあります年間3回としました。その下の時期や項目ですが上から説明いたします。5月遊休農地の解消、地域計画で、年度当初に実施する意向調査を記載しました。7月農地の集積、集積の担い手会議、昨年度同様といたしました。11月新規参入の促進、昨年度の11月に、担い手育成部会員全員が、JAビルで開催されました新規就農相談会に参加しましたが、それを踏まえ記載いたしました。また(3)相談会への参加目標ですが、ただいま申し上げました相談会の内容を記載しました。議案第21号の説明は以上になります。

福田 絹江 議長

ただ今、事務局から説明がありました。

何かご質問がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第21号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第21号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第14、議案第22号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹。

福田 貴子 主幹

議案第22号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご説明します。この指針につきましては、委員の改選期である3年ごとに、見直しを行うものとなっております。昨年度が改選期でしたので見直しを行っております。今回は、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正など、関連法の改正を受けまして、その内容を反映させた改正案を議案として上程したものです。主な改正点ですが、お手元の資料に沿ってご説明いたしま

す。こちらの表の左側が現在の内容、右側が改正案でございます。下線が引いてある部分が改正する箇所となります。まず、1ページの第1「基本的な考え方」ですが、法改正によりまして、今後、農業委員会が「地域計画」の作成と推進について、役割を担うこととなりますので、その内容を盛り込んだ内容となっております。また、指針作成の目標とする最終年を6年後としていたものを、地域計画に合わせまして、より長期的な目標として10年後を見据えた目標設定をすることとしております。次に2ページ最下段の第2、「具体的な目標、推進方法及び評価方法」ですが、こちらは3ページから4ページにかけてまして遊休農地の発生防止・解消について、3ページ下段から5ページ中段にかけてまして「担い手への農地利用集積・集約化について」、5ページ中段から最終ページ上段にかけてまして「新規参入の促進について」以上、3項目の目標について記載しております。こちらの文言の修正等につきましては、主に法改正に伴うものであります。目標値については、農業委員会ごとの設定となっております。先程申しました通り、現行の指針では最終の目標年度を令和6年度としていたものを、改正案では制定年度の平成30年度から10年後の令和10年度に修正しております。目標値につきましては直近の確定値に基づくとともに、市で策定しています「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に同様の目標が設定されている項目につきましては、それと整合性を図っております。次に最終ページをご覧ください。第3「地域計画」の目標を達成するための役割の項目が加えられております。この地域計画は令和5年度から2年間で作成することになりますが、地域計画を作成した後にその目標を達成するために農業委員会としての役割を記載しております。なお、来年度、市の基本構想の見直しがあることから、それに合わせてこの指針の見直しを行う予定となっております。

福田 絹江 議長

ただ今、事務局から説明がありました。

何かご質問等がありましたらお受けいたします。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田 順子 推進委員

私は中山間地域に住んでおりまして、今後、農地整備を進めたいと思っておりますが、「整備をしたにもかかわらず遊休農地になっている所がある」、「整備をしても担い手がいるのか」、「担い手が高齢化しているのではないか」との心配の声も聞いています。(新規参入の促進の)当初の目標値が17人となっておりますが、その辺はどうなのでしょう。

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合事務局長。

福田 絹江 議長  
河合 誠一 事務局長

この目標の数値は、現時点で考えられる数値を定めています。今後、人・農地プランの地域計画を進めていく中で、地元の人のお話をよく聞き、そこで実態がわかってきて実情に沿った目標を立てていくことになるかと思っております。

富田 順子 推進委員

目標を定めたのにこの数値ですから、農業をやっている方の生の声が聞きたいのですが。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村 耕一 農業委員

現在の農業をとりまく情勢ですが、米価が安い、経費がかなり値上がりしている、そのような中でこれから農業をやるかという米作りは難しくなっているのではないかと思います。現在、轟地区で圃場整備を進めていまして、先日グループでの会議をやり、良い所、悪い所を出しあいましたが、やはり後継者不足の話がかなり出ていました。圃場整備をやってその後どうなのかということですが、その先のことは難しいと思いますが、進めないと手付かずの農地ができてしまう。とりあえず圃場整備を進めるという話が出ておりました。

福田絹江議長  
大島昭吾推進委員

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

議案第21号の資料の23ページに集落営農組織の経営体数が載っておりますが集落営農組織の実態やどのように進めていくのかなど情報を得るためにはどこの窓口に行けば良いのでしょうか。

永吉和彦副主幹

この資料の経営体数は農林課で把握している数値です。集落営農組織についての詳しいことは農業委員会では把握しておりませんので市の農林課農政係に聞くのも方法かと思えます。

福田絹江議長

ぜひとも前向きに進めていただいで将来の担い手の育成の方もお願いしたいと思えます。

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第22号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第22号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和5年3月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時46分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員